

## 令和5年度 実施方針の策定の見通しの公表について

鹿児島県  
令和5年4月

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条による公表は下表のとおりです。

なお、実施方針の策定に当たり、下表の内容が変更される場合もあります。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部局
鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業（仮称）	事業契約締結日から令和25年度まで（予定）	新たに設置する鹿児島県スポーツ・コンベンションセンターについて、設計・建設・運営・維持管理を行う。	鹿児島市本港新町5-4他	令和5年10月（予定）	観光・文化スポーツ部 スポーツ・コンベンションセンター整備課